

保 健 医 療

3 献血の推進

水戸献血連合会事業として、茨城県赤十字血液センター等の関係機関と連携を図りながら「献血推進デー」、「愛の血液助け合い運動」、「クリスマス献血」、「はたちの献血」等の普及啓発事業を実施するとともに、計画的な献血者の確保に努める。

○令和7年度実績

区 分	献血者数
200ml献血	1,229人
400ml献血	16,601人
成分献血	14,224人
計	32,054人

4 医事

(1) 許認可等事務

医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法に基づく許認可等の事務を行う。

また、医療法第27条に基づく使用許可申請のあった施設については、使用前検査を実施し、適正な医療の提供と管理が行われるよう指導する。

(2) 医療施設等立入検査

水戸市立入検査実施要項に基づき医療施設の立入検査を実施し、医療安全の意識啓発等を行うことにより、良質かつ適正な医療が提供される体制の確保に努める。

○医療機関等施設数（令和8年4月1日現在）

ア 病院

精神		結核		感染		一般		療養		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
1	178	—	—	1(1)	9	22	2,388	8(6)	506	25	3,081

※ 施設欄における括弧書きは、一般病床とあわせて設置している施設数

イ 診療所

有床		無床		歯科診療所		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
12	137	232	—	160	—	404	137

ウ その他

助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
10	225	52	4

○救急告示医療機関（令和８年４月１日現在）

医療機関名	所在地
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台３－３－１０
社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町１１３６－１
水戸赤十字病院	水戸市三の丸３－１２－４８
医療法人社団協栄会 大久保病院	水戸市石川４－４０４０－３２
総合病院水戸協同病院	水戸市宮町３－２－７
城南病院	水戸市城南３－１５－１７
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚１－１
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町４０２８
医療法人誠潤会 水戸病院	水戸市袴塚３－２７８７－９

５ 薬事

（１）許認可等事務

医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法に基づく許認可等の事務を行う。

（２）営業施設等の監視指導

「水戸市薬事監視指導要領」及び「水戸市麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」に基づき対象施設に対し、医薬品等の適正な譲渡・管理について監視指導を行うことにより、医療の安全確保に努める。

（３）毒物及び劇物の安全対策

事故及び危害の未然防止を図るため、「水戸市毒物劇物監視指導要領」に基づき対象施設に対し、毒物及び劇物の適正な譲渡・管理について監視指導を行う。

（４）医薬品等の適正使用及び薬物乱用防止対策の推進

市民に向けた出前講座や広報活動を通して、医薬品等の適正使用の推進に努める。また、県が実施する「不正大麻けし撲滅運動」や「薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動」、「薬と健康の週間」等の事業に協力する。

○薬事関係施設数（令和８年４月１日現在）

ア 医薬品販売業

薬局製剤製造業	薬局製剤製造販売業	薬局	卸売販売業	店舗販売業	再生医療等製造販売業	特例販売業第二段階
16	16	166	49	68	7	1

イ 医療機器販売業

高度管理医療 機器等販売業	管理医療 機器販売業
253	1,126

ウ 毒物劇物営業者

毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者 (電気鍍金業)	毒物劇物 製造業者
147	1	1

エ 麻薬取扱者免許

麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬 研究者	麻薬 施用者	麻薬 管理者
4	140	8	783	55

オ 覚醒剤（原料）・向精神薬取扱者

覚醒剤 原料研究者	覚醒剤 原料取扱者	覚醒剤 研究者	向精神薬試験 研究施設設置
1	3	7	8

6 地域医療

医師確保対策や救急医療等に対する支援など、水戸地域における安定的な医療提供体制の充実に向けた施策を実施している。

・医師修学資金貸与事業

【貸与決定者（令和8年4月1日現在）】

貸与開始年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	2名	1名	2名	1名	2名	1名
貸与開始年度	令和7年度	令和8年度				
人数	3名	3名				

【事業利用者の現況（令和8年4月1日現在）】

区分	医学生						初期研修医	
学年等	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1年目	2年目
人数	1名	4名	1名	2名	1名	1名	1名	2名

- ・小児科及び産婦人科医療施設設置等補助
- ・公的病院等救急医療等運営費補助
- ・周産期及び婦人科従事医師雇用補助
- ・救急医療二次病院運営費補助
- ・いばらき県央地域連携中枢都市圏事業

- ・地域医療及び地域保健を推進するための寄附講座開設事業
- ・水戸地域の医療提供体制の在り方の検討

7 保健衛生

(1) 環境衛生

衛生的な生活環境を確保するため、生活衛生関係営業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法等に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の立入検査等を行う。

【主な事務】

- ア 理容所、美容所、クリーニング所の届出の受理、立入検査
- イ 旅館業、公衆浴場業、興行場、化製場等の許可、届出の受理、立入検査
- ウ 温泉利用の許可、立入検査
- エ 特定建築物の届出の受理、立入検査
- オ レジオネラ症防止対策

○環境衛生関係届出又は許可件数（令和8年4月1日現在）

理容所	257件
美容所	817件
クリーニング所	117件
旅館業	94件
公衆浴場	51件
特定建築物	130件
その他	236件

(2) 食品衛生

食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づく営業許可等の事務のほか、営業施設の監視指導等を行う。

【主な事務】

- ア 食品営業の許可、届出の受理、監視指導
- イ 食中毒の調査、予防啓発
- ウ 食品の収去検査
- エ 食品の自主回収の報告受理
- オ 食品衛生責任者の設置届の受理

○食品衛生法に基づく許可件数（令和8年4月1日現在）

業 種	改正前の許可	改正後の許可	計
飲食店営業	576件	2,787件	3,363件
菓子製造業	57件	264件	321件
魚介類販売業	9件	72件	81件

業 種	改正前の許可	改正後の許可	計
食肉販売業	15件	61件	76件
そうざい製造業	7件	86件	93件
漬物製造業	－ 件	30件	30件
その他	73件	110件	183件
合 計	737件	3,410件	4,147件

○食品衛生法に基づく届出件数（令和８年４月１日現在） 2,627件

(3) 衛生検査

食中毒事案や感染症事案等が発生し、又は疑われた際に、採取された検体について検査する衛生検査ほか、収去された食品等を検査する試験検査を行う。

【主な事務】

- ア 感染症検査（ウイルス検査、細菌検査）
- イ 食中毒検査（ウイルス検査、細菌検査、理化学検査、寄生虫検査）
- ウ 食品収去検査（細菌検査、理化学検査）

(4) 食肉検査

食肉の安全・安心を確保するため、と畜場法に基づくと畜検査及びと畜場の監視指導を行う。また、所管と畜場における食肉輸出に係る事務を行う。

【主な事務】

- ア と畜検査
- イ と畜場の監視指導
- ウ 食肉輸出対応

(5) 動物愛護

動物愛護の意識の普及啓発及び適正飼養の推進を図るとともに、保護した犬猫の譲渡を推進する。

【主な事務】

- ア 動物の適正飼養の推進
- イ 動物愛護の普及啓発
- ウ 係留されていない犬の収容及びその返還又は譲渡
- エ 犬又は猫の引取り及びその返還又は譲渡
- オ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- カ 飼い主のいない猫に関する取組の推進

○犬及び猫の収容頭数等（令和7年度実績）

	収容	収容後の措置			
		飼い主に返還	譲渡	収容中死亡	安楽死※
犬	74頭	23頭	49頭	2頭	－頭
猫	134頭	－頭	110頭	14頭	1頭

※ 交通事故による怪我や重大な疾患等を呈し、回復の見込みがないものを処置したもの。

8 健康づくり

(1) 健康増進事業

生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を行う。

- ・健康手帳の交付
- ・健康教育（生活習慣病予防教室、検診時がん予防教育、COPD教育、腎臓病予防教室、歯周病予防教室）
- ・健康相談（成人健康相談、保健相談）
- ・健康診査

○令和7年度実績

区 分	受診者数	区 分	受診者数
健康診査（生保健診）	217人	前立腺がん検診	4,227人
胃がん検診	3,481人	肝炎ウイルス検診	988人
子宮頸がん検診	2,765人	骨粗しょう症検診	1,849人
子宮超音波検査	719人	生活習慣病予防健診	702人
肺がん検診	4,441人	成人歯科健康診査	913人
大腸がん検診	13,702人	特定健康診査	11,080人
乳がん検診	6,067人	高齢者健康診査	7,615人

※ 令和8年4月末時点の実績

- ・訪問指導（健診事後指導）

(2) 健康づくり推進事業

- ・みとちゃん健康マイレージ事業（健康目標達成者に特典を付与）

令和7年度実績 協賛品提供企業団体数39団体 応募者数3,184人 当選者数412人

(3) 精神保健支援事業

ア 精神保健相談・こころの健康相談（定期）

○令和7年度実績

区 分	相談人数
精神保健相談（精神科医）	15人
こころの健康相談（公認心理師）	18人
こころの健康相談（精神保健福祉士）	5人
計	38人

イ こころの健康相談（随時）

○令和7年度実績

電話相談等		面接相談		訪問指導		計	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
619	6,770	136	480	168	878	923	8,128

ウ ひきこもり対策推進事業

(7) ひきこもり専門相談（定期）

○令和7年度実績

区 分	相談人数
ひきこもり専門相談（精神科医）	10人

(イ) ひきこもり家族教室

ひきこもりに関する正しい知識と対応方法について普及啓発を行い、家族同士の仲間づくりや情報交換等により、家族の心理的な負担軽減を図ることを目的に実施する。

○令和7年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
12回	16人	114人

(ウ) ひきこもり居場所づくり事業

安心して参加できる居場所を提供し、本人の意思及び状態に配慮しながら、他者との交流や活動を通して、自律を目指した段階的な支援を実施する。

○令和7年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
24回	3人	63人

エ 自殺対策事業

ゲートキーパー研修

自殺の危険性の高い人に対して、適切な対応や支援につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」を養成するため、市職員や民生委員、大学生等を実施する。

○令和 7 年度実績

実施回数	参加人数
7 回	273人

9 感染症対策

(1) 予防接種事業

ア 定期予防接種事業

○令和 7 年度実績

予防接種の種類	接種人数
ロ タ ウ イ ル ス	3,367人
B 型 肝 炎	4,563人
小 児 肺 炎 球 菌	6,094人
5 種 混 合	6,102人
2 種 混 合	1,670人
B C G	1,510人
水 痘	3,014人
麻 し ん 風 し ん 混 合	3,458人
日 本 脳 炎	7,302人
子 宮 頸 が ん	2,389人

予防接種の種類	接種人数
ヒ ブ	98人
4 種 混 合	514人
ポ リ オ	7 人
3 種 混 合	7 人
風 し ん 第 5 期	2 人
高 齢 者 インフルエンザ	40,264人
高 齢 者 肺 炎 球 菌	817人
高 齢 者 新 型 コ ロ ナ	10,817人
帯 状 疱 疹	6,064人

イ 任意予防接種事業

○令和 7 年度実績

予防接種の種類	接種人数
お た ふ く か ぜ	1,333人
成 人 の 風 し ん	10人
ヒトパピローマウイルス 感染症(男子)	363人

予防接種の種類	接種人数
小 児 インフルエンザ	
小 児	24,332人
高校生相当年齢	2,222人
小 児 新 型 コ ロ ナ	
小 児	12 人
高校生相当年齢	9 人

ウ 風しんの抗体検査事業

○令和 7 年度実績

区 分	検査人数
風 し ん 抗 体 検 査	31人

(2) 感染症予防対策事業

感染症発生時における患者発生状況の把握及び病原体の検査を行うとともに、患者等に対する調査及び検査を実施して、原因究明及び感染拡大防止を図る。

H I V・性感染症については、無料匿名検査の実施とともに相談・保健指導を行う。
また、希望者にはB型・C型肝炎ウイルス検査をあわせて実施する。

○令和7年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
2 類	結核	13件
3 類	細菌性赤痢	1 件
	腸管出血性大腸菌感染症	2 件
4 類	E型肝炎	1 件
	レジオネラ症	6 件
5 類	アメーバ赤痢	1 件
	ウイルス性肝炎	2 件
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1 件
	急性脳炎	4 件
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2 件
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1 件
	後天性免疫不全症候群	3 件
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1 件
	侵襲性肺炎球菌感染症	6 件
	侵襲性髄膜炎菌感染症	1 件
	水痘（入院例）	4 件
	梅毒	55件
	破傷風	1 件
	百日咳	392件

○令和7年度実績（性感染症検査）

区 分	受検者数
H I V	204人
ク ラ ミ ジ ア	179人
梅 毒	196人
B 型 肝 炎	187人
C 型 肝 炎	187人
計	延べ953人

(3) 結核対策事業

ア 65歳以上の方への結核健診の実施

○令和7年度実績

区 分	受診者数
結 核 健 診	11,648人

イ 結核発生届の受理等患者管理

○令和7年度実績

診 断 名		件数
活動性結核	肺結核	18件
	肺外結核	4件
潜在性結核感染症		13件
計		35件

(4) 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対し健康診断を実施

○令和7年度実績

区 分	受診者数
健康診断（一般検査等）	4人

10 国民健康保険

(1) 事業開始年月日 昭和32年10月1日

(2) 加入状況

(令和8年3月31日現在)

区 分	全 市	被 保 険 者	加 入 率
人 口	265,037人	45,488人	17.2%
世 帯	128,700世帯	31,779世帯	24.7%

(3) 国保税の状況

年度 区分		令和7年度			令和8年度			
		医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者 支 援 金 分	介護納付金分	子ども・ 子育て支援 納付金分
賦課割合	所得割	62.17%	63.19%	53.27%	61.66%	61.44%	52.30%	49.46%
	均等割	37.83%	36.81%	46.73%	38.34%	38.56%	47.70%	50.54%
保険税	所得割	7.84/100	3.44/100	2.31/100	7.85/100	3.50/100	2.37/100	0.23/100
	均等割	30,500円	12,600円	15,200円	31,600円	13,700円	16,300円	1,700円
最高税額		660,000円	260,000円	170,000円	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円
最低税額		9,100円	3,700円	4,500円	9,400円	4,100円	4,800円	500円

(注) 令和7年度については決算、令和8年度については予算

(4) 給付状況

療 養 の 給 付	給付割合 <table> <tr> <td>義務教育就学前</td><td>8割</td></tr> <tr> <td>義務教育就学後～69歳</td><td>7割</td></tr> <tr> <td>70歳以上</td><td>8割</td></tr> <tr> <td>(現役並み所得者</td><td>7割)</td></tr> </table> 入院時食事療養費の給付 食事にかかる費用のうち標準負担額を超える額	義務教育就学前	8割	義務教育就学後～69歳	7割	70歳以上	8割	(現役並み所得者	7割)
義務教育就学前	8割								
義務教育就学後～69歳	7割								
70歳以上	8割								
(現役並み所得者	7割)								
出産育児一時金の給付	1件 500,000円 (産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産の場合は488,000円)								
葬 祭 費 の 給 付	1件 50,000円								
高額療養費の給付	下記に掲げる費用について支給する。 70歳未満の人の場合 ①自己負担限度額【ア】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(所得901万円超)【イ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(所得600万円超～901万円以下)【ウ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(所得210万円超～600万円以下)【エ】57,600円(所得210万円以下)【オ】35,400円(住民税非課税世帯) ②同一世帯で同一月に21,000円以上の負担が2回以上生じた場合、それらを合算して、①の限度額を超える額 ③同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を【ア】140,100円【イ】93,000円【ウ・エ】44,400円【オ】24,600円とする。 70歳以上の人の場合 (後期高齢者医療被保険者を除く) ④自己負担限度額(外来) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(課税所得690万円以上)【Ⅱ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(課税所得380万円以上)【Ⅰ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(課税所得145万円以上)、【一般】18,000円(年間限度額144,000円)(課税所得145万円未満)、低所得者【Ⅱ】【Ⅰ】8,000円(住民税非課税世帯) ⑤自己負担限度額(入院) 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【Ⅱ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【Ⅰ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%、【一般】57,600円、低所得者【Ⅱ】24,600円、【Ⅰ】15,000円(住民税非課税世帯) ⑥同一世帯で年3回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を現役並み所得者【Ⅲ】140,100円【Ⅱ】93,000円【Ⅰ】44,400円、【一般】44,400円とする。 ⑦同一世帯で同一月に国保加入の70歳以上の人のすべての外来の自己負担額及び入院の自己負担額の合算額が⑤の額を超える額 70歳未満、70歳以上を含めた世帯全員(後期高齢者医療被保険者を除く)								

	⑧上記の計算額を償還した後に残った70歳未満及び70歳以上の自己負担額の合算額が①の限度額を超える額 長期高額疾病の場合 ⑨自己負担限度額10,000円（慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者は20,000円）
移送費の支給	入院・転院の場合で被保険者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動が困難な時、その移送にかかる費用の額

(5) 令和7年度給付実績

ア 医療の給付

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1件当たり 日 数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)
療 養 給 付 費	入 院	8,811	128,100	5,674,947,312	18.943	14.54	644,075	122,005
	入 院 外	385,843	540,862	6,034,795,714	829.520	1.40	15,641	129,741
	歯 科	95,809	148,878	1,190,294,310	205.979	1.55	12,424	25,590
	調 剤	268,095	(305,382)	3,417,816,339	576.375	1.14	12,749	73,479
	食事療養	(8,207)	(326,971)	232,116,121	17.644	—	28,283	4,990
	訪問看護	3,134	24,559	285,707,970	6.738	7.84	91,164	6,142
	計	761,692	842,399	16,835,677,766	1,637.554	1.11	22,103	361,949
療 養 費	診 療 費	766	—	11,149,989	1.647	—	14,556	240
	補 装 具	317	—	12,633,311	0.682	—	39,853	272
	柔道整復師	7,372	—	50,107,266	15.849	—	6,797	1,077
	アンマ・ マッサージ	471	—	18,134,720	1.013	—	38,503	390
	ハ リ ・ キュー	127	—	1,891,570	0.273	—	14,894	41
	そ の 他	6	—	258,598	0.013	—	43,100	6
	計	9,059	—	94,175,454	19.476	—	10,396	2,025

※ 受診率及び1人当たり費用額は、年度平均被保険者数（46,514人）による。

イ その他の給付

区 分	件 数	給 付 額
出 産 育 児 一 時 金	110件	51,627,519円
葬 祭 費	286件	14,300,000円
高 額 療 養 費	30,750件	1,825,961,089円
高 額 介 護 合 算 療 養 費	87件	1,756,786円
計	31,233件	1,893,645,394円

11 医療福祉

本市では老人福祉の向上、健全な児童の育成と推進を図る目的により、昭和48年4月より69歳の老人医療費の一部助成、県の医療福祉制度を取り入れた乳児及び重度心身障害者を対象とした医療費の一部助成制度を開始した。昭和52年1月に母子家庭の母子を対象としてから、妊産婦、父子家庭へ制度の拡大を図ってきたところである。平成13年4月から市単独で外来自己負担金（妊産婦、乳児、幼児、母子、父子）の助成による医療費の無料化を実施し、平成17年11月には幼児の対象年齢を小学校就学前まで引き上げたことに伴い、入院・外来自己負担金の無料化を妊産婦と乳幼児のみに限定しての実施となった。また、平成22年10月には県制度において幼児の対象年齢を小学校3年生までに拡大することから、市単独ではさらに小学校6年生まで拡大し、入院・外来自己負担金の無料化は廃止となり、平成25年10月からは市単独で中学校3年生まで対象を拡大した。平成26年10月に県制度において中学校3年生の入院まで対象が拡大となった。平成28年10月に市単独で就学前の子どもの所得制限を撤廃した。また、県制度において妊産婦と子どもの所得制限が緩和されたことにあわせ、市単独で助成している中学生の外来についても緩和した。平成30年10月に県制度において、高校生相当の入院まで対象が拡大となった。令和元年10月に市単独で小学生、中学生、高校生相当の子どもの所得制限を撤廃した。さらに、令和2年10月に市単独で高校生相当の外来も対象として拡大したことにより、本市では高校生相当までの全ての子どもが外来・入院の種別なく医療費の助成を受けられる体制が整備された。令和7年10月に市単独で妊産婦の所得制限を撤廃した。

なお、老人保健法による老人医療制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ移行され、69歳老人医療費一部助成は平成20年7月に廃止となった。

(1) 受給対象者

ア 医療福祉関係

区 分	人 数
妊 産 婦（月平均）	1,160人
子 ども（ 〃 ）	36,595人
母子家庭の母子（ 〃 ）	3,288人
父子家庭の父子（ 〃 ）	208人
重度心身障害者（ 〃 ）	1,963人
65歳以上の重度心身障害者（ 〃 ）	2,506人
計	45,720人

(2) 医療給付状況

ア 医療福祉関係

区 分	件 数	支 出 額
妊 産 婦	10,254件	89,447,807円
子 ど も	476,111件	910,562,649円
母 子 家 庭 の 母 子	51,212件	157,108,534円
父 子 家 庭 の 父 子	2,200件	5,838,370円
重 度 心 身 障 害 者	54,254件	409,914,816円
65 歳 以 上 の 重 度 心 身 障 害 者	81,894件	300,253,323円
計	675,925件	1,873,125,499円

12 国民年金

(1) 制度の目的

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項〔国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない〕の理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする制度である。（国年法第1条）

この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うこと（国年法第2条）としており、全ての国民に共通の基礎的な年金給付としての「基礎年金」と第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る「独自給付」とを支給する。

(2) 拠出年金

ア 国民年金被保険者の加入状況

被 保 険 者 別 の 種 別		被 保 険 者 数		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
強 制	第 1 号	29,755人	29,231人	28,804人
	第 3 号	15,800人	14,729人	13,856人
任 意		417人	412人	434人
計		45,972人	44,372人	43,094人

イ 免除の状況

年度 \ 区分	法 定 免 除	申 請 免 除	計
令 和 5 年 度	3,530人	全 額 5,059人	13,539人
		3 / 4 322人	
		半 額 229人	
		1 / 4 121人	
		学生納付特例 3,121人	
		納 付 猶 予 1,157人	

年度 \ 区分	法 定 免 除	申 請 免 除	計
令 和 6 年 度	3,562人	全 額 4,969人	13,379人
		3 / 4 314人	
		半 額 199人	
		1 / 4 139人	
		学生納付特例 3,046人	
		納 付 猶 予 1,150人	
令 和 7 年 度	3,618人	全 額 4,887人	13,321人
		3 / 4 316人	
		半 額 230人	
		1 / 4 125人	
		学生納付特例 2,979人	
		納 付 猶 予 1,166人	

(ア) 法定免除

被保険者が、次のいずれかに該当したときは、その期間の保険料は免除の対象期間となる。これを法定免除という。

ただし、平成26年4月からは、法定免除期間のうち、本人が納付を申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになった。

- ・国民年金の障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付を受けている者であるとき。
- ・生活保護法による扶助、又はらい予防法の廃止に関する法律による生活援助を受けているとき。
- ・ハンセン病療養所、国立保養所に入所しているとき。

(イ) 申請免除

被保険者が、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納めることが経済的に困難なときは、管轄年金事務所等に申請して承認を受ければ保険料が免除される。これを申請免除という。（平成18年7月から「全額免除制度」と「3種類の一部免除制度」に分かれている）

- ・所得がないとき。
- ・被保険者か又はその世帯の人が、生活保護法、らい予防法の廃止に関する法律による生活扶助・援助以外の扶助・援助（教育、住宅、医療、生業等の扶助・援助）を受けているとき。

(ウ) 学生の保険料納付特例

- ・国民年金の第1号被保険者である学生で、本人の前年の所得が一定以下の方は、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを学生納付特例という。

(エ) 納付猶予

- ・国民年金の第1号被保険者で50歳未満の方（※平成28年6月までは30歳未満の方）は、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを納付猶予という。

ウ 受給の状況

(令和8年3月31日現在)(単位：人)

老 齢	老齢基礎	通算老齢	障 害	障害基礎	母 子	遺 児	遺族基礎	寡 婦	計
173	60,397	135	23	1,083	0	0	121	42	61,974

(3) 福祉年金

ア 支給額の状況

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0千円	0千円	0千円
老 齢	受 給 権 者	2,940人	2,981人	3,059人
	支 給 年 金 額	2,664,176千円	2,759,226千円	2,880,720千円
障 害	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0円	0円	0円
母 子	受 給 権 者	0人	0人	0人
	支 給 年 金 額	0円	0円	0円
計	受 給 権 者	2,940人	2,981人	3,059人
	支 給 年 金 額	2,664,176千円	2,759,226千円	2,880,720千円

